2024年度

事業主 様

(一社)東金労働基準協会

TEL 0475-52-1061

Fax. 0475-52-0104

**『研削砥石取替え等の業務に係る特別教育』のご案内**

グラインダーを使用するにあたり、研削砥石の取替え及び試運転の業務はその方法を誤ると砥石が破壊する危険性があるため、労働安全衛生法では事業者に安全衛生特別教育規定に基づく特別の教育を実施することを義務付けております。(労働安全衛生法第59条第3項、安全衛生規則第36条第1項)　当協会では、両頭グラインダー等広く一般に使用されている自由研削用グラインダーの研削砥石の取替えとその試運転の業務に従事する者を対象に、標記特別教育を下記により計画しました。自由研削砥石グラインダーを設置されている事業場におかれましては、関係従業員の参加により安全衛生教育義務を履行されますようご案内いたします。

記

１．日程・内容

◎日　程　　令和6年6月14日(金)　　午前9時～午後4時

◎会　場　　東金文化会館 2階会議室

東金市八坂台1-2107-3　　TEL.0475-55-6211

◎内　容　　研削盤、研削砥石取り付け具等に関する知識

研削砥石の取り付け方法及び試運転の方法、関係法令、等

２．受 講 料　　　　会　員：10,000円 (含むテキスト代)

非会員：11,500円 (含むテキスト代)

３．定　 員　　　　40名 (定員になり次第締め切り)

※受講者が15名未満の場合は中止することもあります。

４．申込方法 ①直接申込：申込書及び受講票に所定事項を記入の上、受講料を添えて東金労働基準協会へお申し込みください。

②FAX申込：先ずお電話ください。

(☏ 0475-52-1061 📠 0475-52-0104)

※受講料振込：千葉銀行東金支店 (普) **3540420**

(振り込みは、受講日7日前までにお願いします。)

５．そ の 他 筆記用具はご持参ください。

当日はマスクの具準備をお願い致します。

受講日当日の受講取消の場合、受講料はお返しできません。

教育修了後、修了証を交付いたします。

以上